

付 議 第 3 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 27 年 9 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の高知県認定こども園条例第4条の規定により有効期間を定めてされた保育所型認定こども園の認定については、有効期間を定めず当該認定がされたものとみなす。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が一部改正され、保育所型認定こども園の認定の有効期間が廃止されたことに伴い、当該有効期間に関する規定を削除しようとするものである。

新 旧 対 照 表

新
高知県認定こども園条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内 閣 府
（平成26年文部科学省令第1号）において使用する用語の例によ
厚生労働省
るほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- （2） 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。
 - ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - （ア） 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍し

旧
高知県認定こども園条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内 閣 府
（平成26年文部科学省令第1号）において使用する用語の例によ
厚生労働省
るほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- （2） 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。
 - ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - （ア） 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍し

ている子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園

(イ) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

第4条 削除

ている子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園

(イ) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次のいずれかに該当するもの

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(保育所型認定こども園の認定の有効期間)

第4条 法第5条第1項の保育所に係る法第3条第1項の認定の有

効期間は、当該認定の日から起算して4年を経過した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日までとする。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案〈概要〉

1 改正の内容

- ① 保育所型認定こども園を認定する場合の有効期間を定めていた規定を削除
- ② 既に保育所型認定こども園として認定を受けている園について、有効期間を定めず認定されたものとみなす経過措置を規定

2 改正理由等

(1) 有効期間について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の制定時は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、「保育に欠けない子ども」を受け入れることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあると考えられ、保育所型認定こども園の認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、有効期間が定められていた。

(2) 有効期間の廃止について

平成 27 年 4 月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、市町村において、将来の保育需要及び供給体制を見越した「子ども・子育て支援事業計画」を策定しており、この計画には保育の需要の見込みに基づく供給体制を整備することを盛り込むようになっている。

このことにより、必要な保育環境が計画的に整うことから、保育所型認定こども園の有効期間の設定は必要なくなった。

(3) 現行の保育所型認定こども園について

有効期間を定めない認定がされたものとみなす。

3 本県の設置状況

保育所型認定こども園 5 園

- ①名称：春野学園、潮幼稚学園・うしお保育園、やえもん幼稚学園、びすた保育園、丑之助学園（全て高知市）
- ②保育所としての認可日：平成 27 年 4 月 1 日（高知市が認可）
- ③認定こども園としての認定日：平成 27 年 4 月 1 日

4 施行日 公布の日